

北九州市オレンジプラン進捗状況

項目	平成25年度	平成27年度	目標 (平成29年度)
認知症サポーターの養成	4万3,998人	6万2,954人 (12月末現在)	延べ7万人
認知症初期集中支援チームの設置	—	小倉北区・小倉南区 でモデル実施	全市をカバーできる 体制の構築
認知症疾患医療センターの設置	1か所	3か所	全市で4か所設置
徘徊模擬訓練の開催	1区 (小南)	5区 (門司 [※] ・小北・小南・八東 [※] ・八西) ※については2月実施予定	7区全区において開催
認知症カフェの普及促進	—	5区 (門司・小北・小南・八西・戸畑)	7区全区において開催
認知症支援・介護予防を 総合的に支援する拠点の設置	—	「(仮称)認知症支援・介護予防センター」設置(平成28年4月)	

市内の支援団体の取組みの紹介

1. 株式会社サンリブ

(1) 社員の「認知症サポーター養成講座」受講

認知症を正しく理解し、地域で認知症の人とその家族を支えるため、北九州市と包括提携を結び、第一弾の取組みとして、120名を越える店長・副店長が認知症サポーター養成講座を受講。



(2) 「認知症サポーターメール」の登録

認知症サポーター養成講座受講後、徘徊高齢者の早期発見・早期保護に協力するため、市内30店舗が「認知症サポーターメール」の登録を行った。行方不明情報をメールで受信し、店舗及びその近辺の状況把握に努める。

2. 日本赤十字社 福岡県支部 特別養護老人ホーム豊寿園

(1) 認知症キャラバン・メイトとして、小学生を対象に講座を実施

小学生を対象に、寸劇や参加型のワーキンググループなど趣向を凝らした手法を用い、認知症のことを楽しく分かりやすく伝えている。また、今月、門司区で初めて開催となる予定の徘徊模擬訓練に参加し、認知症サポーター養成講座での学びを実践する予定である。



北九州市オレンジプランの周知をはじめとした本市認知症対策の主な広報活動

1. 講演会・シンポジウム

- (1) 『平成 27 年度前期「北九州市民カレッジ」』
 - ・開催日) 平成 27 年 7 月 8 日 ・参加人数) 30 名
 - ・内 容) 参加市民に対し、認知症対策室が予防を中心に認知症啓発を行った
- (2) 『北九州市の認知症対策について』
 - ・開催日) 平成 27 年 8 月 18 日 (八幡東区) /平成 27 年 11 月 19 日 (小倉北区)
 - ・参加人数) 120 名/86 名
 - ・内 容) 八幡東区・小倉北区の推進協 (保健・医療・福祉・地域連携システムの推進) にて、認知症対策室がオレンジプランを中心に講演を行った
- (3) 『いきいき生きる in 北九州～高齢者にやさしいまちづくりと認知症予防・対策を考える～』 (主催:新聞社)
 - ・開催日) 平成 28 年 1 月 20 日 ・参加人数) 400 名
 - ・内 容) 「地域、民間、行政が一体となった高齢者にやさしい社会構築」をテーマに、保健福祉局長がパネリストとして参加した

2. イベント

- (1) 『街頭啓発活動』
 - ・開催日) 平成 27 年 9 月 24 日 ・参加人数) 103 名
 - ・内 容) 小倉・黒崎駅にて市民を対象に認知症啓発のチラシやグッズの配布をおこなった (1,300 配布)
- (2) 『認知症マラソン大会「RUN 伴 (とも) 2015 (全国横断リレー)」』
 - ・開催日) 平成 27 年 10 月 31 日 ・参加人数) 200 名
 - ・内 容) 北海道から福岡県までをたすきリレーでつなぐ NPO 主催のマラソン大会に認知症対策室が実行委員として参加し、市民とともに啓発活動を行った

3. その他

- (1) 共催
 - NPO 法人老いを支える北九州家族の会設立記念講演会 (130 名参加)
 - 認知症・草の根ネットワーク主催「知っていますか! レビー小体型認知症」 (200 名参加)
- (2) 視察
 - 認知症疾患医療センター「診療所型」視察
 - ・開催日) 平成 27 年 11 月 12 日 ・参加人数) 17 人
 - ・認知症対策を所管する市議会保健病院委員会の議員が、認知症疾患医療センター「診療所型」の視察を行った

「認知症支援・介護予防センター」

アシスト21 5F設置

基本的な目標

- (認知症支援) 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化
- (介護予防) 地域での生涯を通じた自主的かつ継続的な健康づくり・介護予防活動の充実

コンセプト

・認知症支援や介護予防は、高齢化の進展に対応するため、市民センターなど日常生活圏での市民の主体的な取り組みを支えていくことが重要

- ・具体的で分かりやすい情報の収集・発信
- ・当事者間、専門職間などその団体間交流の促進

地域での市民や各種団体の実践を総合的にサポートする拠点の必要性

認知症支援

介護予防

認知症の支援と介護予防を一体的に連携

全国初

施策の柱とその主な事業

- 1 本人家族支援
 - 認知症・介護家族コールセンター
 - 認知症家族交流会
- 2 情報発信・普及啓発
 - タッチパネルを利用したセルフチェック
- 3 人材育成
 - 認知症サポーターの活用
 - 若年性認知症支援者向け研修
- 4 地域活動への支援
 - 徘徊模擬訓練の支援
 - 認知症カフェのモデル事業実施

高齢者虐待の対応状況（在宅）

通報・届出 件数（実数）		平成21年度	平成25年度	平成26年度
通報者（重複有）	介護支援専門員・事業所職員	43（40.2%）	50（44.6%）	65（43.0%）
	近隣住民	5（4.7%）	5（4.5%）	7（4.6%）
	民生委員	12（11.2%）	6（5.4%）	6（4.0%）
	被虐待者本人	13（12.1%）	14（12.5%）	22（14.6%）
	家族・親族	19（17.8%）	16（14.3%）	13（8.6%）
	虐待者自身	0（0.0%）	0（0.0%）	2（1.3%）
	行政職員・警察	11（10.3%）	23（20.5%）	33（21.9%）
	その他	4（3.7%）	3（2.7%）	4（2.6%）
事実確認の際に立入調査をした件数		3	1	0

虐待と判断した件数		69	67	86		
被虐待高齢者数		69	69	86		
虐待（重複有別）	身体的虐待	43（39.8%）	44（63.8%）	69（80.2%）		
	介護・世話の放棄・放任	12（11.1%）	13（18.8%）	12（14.0%）		
	心理的虐待	29（26.9%）	31（44.9%）	40（46.5%）		
	性的虐待	1（0.9%）	3（4.3%）	2（2.3%）		
	経済的虐待	23（21.3%）	19（27.5%）	10（11.6%）		
	計	108	110	133		
被虐待者の情報	性別	男	16（23.2%）	17（24.6%）	10（11.6%）	
		女	53（76.8%）	52（75.4%）	76（88.4%）	
	年齢	65歳～69歳	6（8.7%）	7（10.1%）	10（11.6%）	
		70歳～79歳	28（40.6%）	30（43.5%）	38（44.2%）	
		80歳～89歳	24（34.8%）	25（36.2%）	33（38.4%）	
		90歳以上	11（15.9%）	7（10.1%）	5（5.8%）	
		不明	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	
	介護認定情報	未申請（申請中を含む）	23（33.3%）	30（43.5%）	33（38.4%）	
		自立	0（0.0%）	0（0.0%）	1（1.2%）	
		要介護認定済みのもの	要支援1・2	6（8.7%）	9（13.0%）	17（19.8%）
			要介護1～3	30（43.5%）	26（37.7%）	29（33.7%）
			要介護4・5	10（14.5%）	4（5.8%）	6（7.0%）
			不明	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
			認知症度	自立・I	13（18.8%）	10（14.5%）
II以上	32（46.4%）	29（42.0%）		28（32.6%）		
不明	1（1.4%）	0（0.0%）	0（0.0%）			
同居	養護者と同居	59（85.5%）	60（87.0%）	80（93.0%）		
	養護者と別居（不明含む）	10（14.5%）	9（13.0%）	6（7.0%）		
虐待者（重複有）	（養護者）虐待者	夫	14（18.4%）	17（24.3%）	30（34.9%）	
		妻	2（2.6%）	5（7.1%）	1（1.2%）	
		息子	29（38.2%）	30（42.9%）	33（38.4%）	
		娘	17（22.4%）	9（12.9%）	12（14.0%）	
		息子の配偶者	3（3.9%）	0（0.0%）	1（1.2%）	
		娘の配偶者	2（2.6%）	0（0.0%）	2（2.3%）	
		兄弟姉妹	1（1.3%）	4（5.7%）	2（2.3%）	
		孫	6（7.9%）	1（1.4%）	0（0.0%）	
		その他（不明含む）	2（2.6%）	4（5.7%）	5（5.8%）	
		計	76	70	86	
対応状況	分離した事例	契約による施設入所	19	56	54	
		老人福祉法による措置	6	22	18	
		緊急一時保護	2	3	0	
		医療機関へ入院	3	8	5	
		その他	6	11	10	
		その他	2	12	21	
	分離していない事例（内訳は重複有）	助言・指導	41	22	14	
		サービス利用	20	17	8	
		見守り	20	16	10	
		見守り	13	3	4	
	成年後見制度利用	うち市長申立て	4	6	3	
		うち市長申立て	0	5	1	
地域福祉権利擁護事業利用	0	2	0			

※対応状況については、前年度までの事例のうち当該年度に対応したものを含む

※26年度より国統計の変更のため、虐待判断時点ですでに分離状態の場合(17事例)は、分離した事例に計上していない

平成26年度養護者による高齢者虐待統計

(単位:件)

虐待区分/虐待認識の有無	虐待に至った主な理由												合計					
	虐待者の経済的問題		虐待者の介護疲れ		虐待者に障害あり		虐待者の認知症の理解不足		家族間の権執		介護の知識なし		その他		虐待あり 認識あり	虐待なし 認識なし		
	虐待あり 認識あり	虐待なし 認識なし																
身体的虐待			9	6	3	2	5	3	2	7	2	5			3	3	16	20
ネグレクト	1	1	2										2	1	1	6	0	6
心理的虐待						3				4		4				7	0	7
身体的虐待+心理的虐待			6	3	3	1	1	1	6	6	1	1	1	2	2	23	5	18
身体的虐待+経済的虐待	1	1				1										2	0	2
ネグレクト+心理的虐待							1									1	0	1
ネグレクト+経済的虐待	1	1											1	1		2	0	2
心理的虐待+経済的虐待	1	1														1	0	1
身体的虐待+ネグレクト+心理的虐待							1	1							1	2	0	2
身体的虐待+心理的虐待+性的虐待						1										1	0	1
身体的虐待+心理的虐待+経済的虐待	2	1	1			2										4	1	3
身体的虐待+ネグレクト+心理的虐待+性的虐待+経済的虐待										1						1	0	1
合計	6	1	17	9	8	26	5	21	8	4	18	2	16	4	7	86	22	64

※地域包括支援センターで対応した件数

被虐待高齢者の要介護度と認知症自立度の関係

平成26年度

(単位:件)

認知症自立度 要介護度	自立又は 認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M	合計
要支援1	2	5					7
要支援2	4	6					10
要介護1	1	1	10		1	1	14
要介護2	2	2	2	2			8
要介護3			3	4			7
要介護4			1		1		2
要介護5		1	1	1	1		4
合 計	9	15	17	7	3	1	52

被虐待高齢者の日常生活自立度と認知症自立度の関係

平成26年度

(単位:件)

認知症自立度 日常生活自立度	自立又は 認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	合計
自立		3					3
J	4	8	6				18
A	5	3	6	4	2		20
B			5	2		1	8
C		1		1	1		3
合計	9	15	17	7	3	1	52

平成26年度養介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止の取り組みについて

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（疑）の通報状況

相談・通報件数	7件	
虐待が確認されたもの	0件	
虐待の判断に至らなかったもの	7件	
	サービス種別	認知症対応型共同生活介護（3件） 介護老人福祉施設（2件） 特定施設入居者生活介護（2件）
	虐待（疑）種別	身体的虐待 心理的虐待

2 養介護施設従事者に対する高齢者虐待防止の取り組み状況

（1）介護サービス従事者研修

①権利擁護・高齢者虐待防止に関する研修

研修名	回数	受講者数	講義内容
権利擁護セミナー （基礎編）	2回	129人	・成年後見制度の基礎知識など
権利擁護セミナー （応用編）	2回	62人	・成年後見制度を活用した対応方法 ・事例検討
身体拘束廃止セミナー	2回	126人	・先進的に取り組んでいる施設から身体拘束廃止のための方策を学ぶ
高齢者虐待防止セミナー	2回	109人	・高齢者虐待防止法の基礎知識 ・高齢者虐待の現状 ・高齢者施設におけるケアを考える

②認知症に関する基礎的な研修

研修名	回数	受講者数	講義内容
認知症研修	4回	289人	・認知症に関する基礎知識 ・認知症高齢者への対応例

（2）認知症ケアにあたる専門的な研修

研修名	回数	受講者数	講義内容
認知症介護実践者等研修	13回	490人	・介護サービス事業所における指導者や介護実務者を対象に、認知症高齢者の介護に関する知識や技術の習得

平成27年度『認知症初期集中支援チーム』モデル実施概要

1 事業目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

2 事業開始

平成26年7月1日～

3 モデル実施対象地域

小倉北区、小倉南区（※支援対象者は、北区・南区の地域包括支援センター経由で情報把握）

4 事業実施委託機関

医療法人（財団）小倉蒲生病院に1チームを設置しモデル的に実施

【チーム員】社会福祉士：1名、看護師：1名、専門医：1名

5 認知症初期集中支援の実施内容

- 1 訪問支援対象者の把握（地域包括支援センター経由で把握）
- 2 情報収集及び観察・評価
- 3 初回訪問時の支援
- 4 専門医を含めたチーム員会議の開催
- 5 初期集中支援の実施
- 6 引き継ぎ後のモニタリング

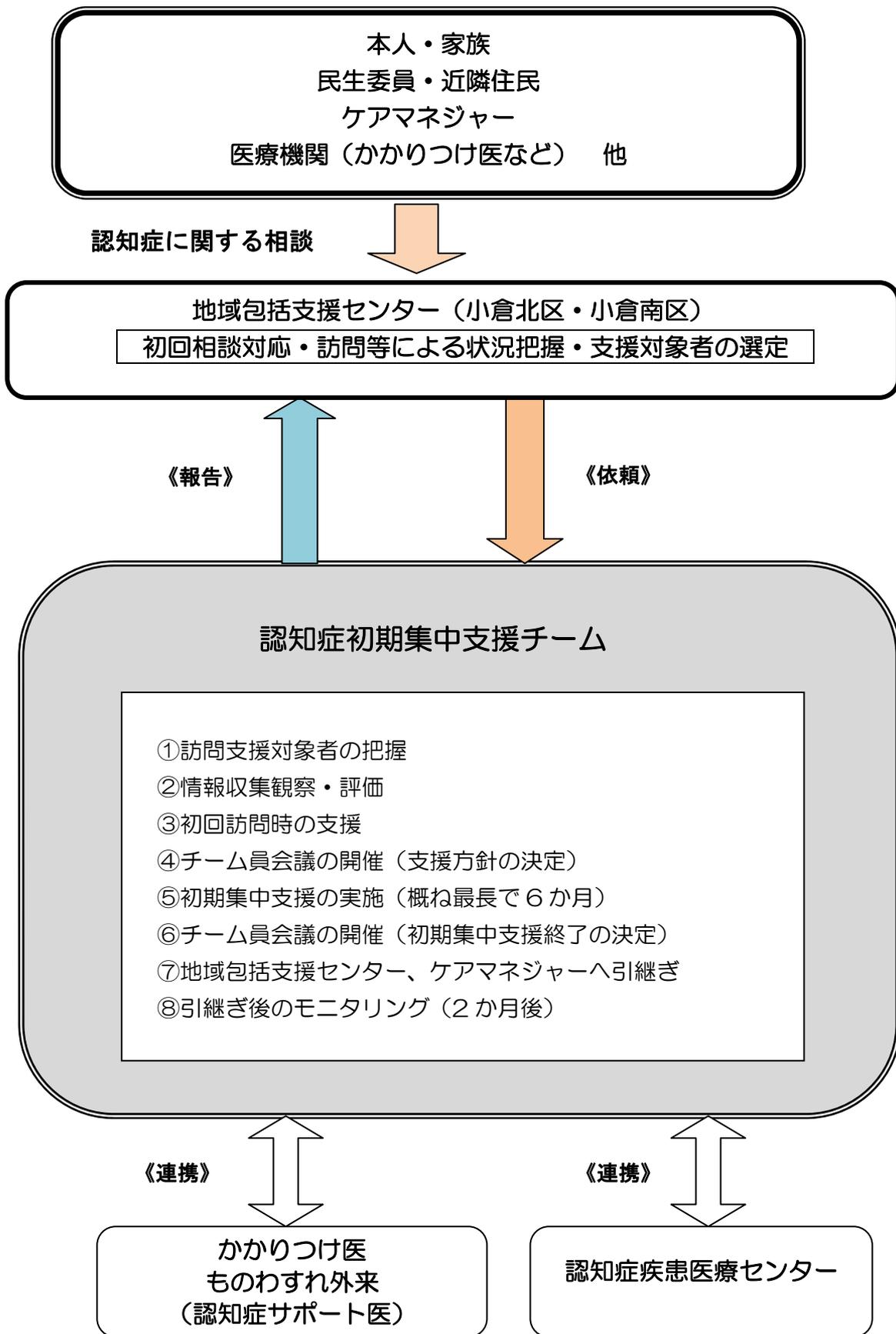
6 支援対象者

訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下の1、2のいずれかの基準に該当する者。

- 1 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者
 - （1）認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - （2）継続的な医療サービスを受けていない者
 - （3）適切な介護サービスに結び付いていない者
 - （4）介護サービスが中断している者
- 2 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

また、そのうち次のケースについて重点的に対応をしていく。

認知症またはその疑いによって在宅生活に支障があり、医療・介護サービスが必要であるが、スムーズにサービスにつながらず、専門職による集中的な支援が必要な者。



平成 27 年度 認知症初期集中支援チームモデル実施の実績
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日)

1 活動状況

対象事例数：18 件（平成 26 年度からの継続：8 件、平成 27 年度からの新規：10 件）

訪問事例数：18 件

訪問延べ件数：48 件

訪問平均回数：2.6 回（最長 8 回、最短 1 回）

終了した事例数：12 件

継続中の事例数：6 件

2 事例の状況

(1) 対象事例 18 名の把握時点での状況内訳

①性別

男性	女性	計
5	13	18

②年齢

年齢 性別	50 代	65-69	70-74	75-79	80-84	85-	合計
男性	0	0	0	1	3	1	5
女性	0	3	2	0	7	1	13
計	0	3	2	1	10	2	18

※比較的年齢の若い 65-69 歳の事例は、統合失調症や妄想性障害の疑いといった認知症以外の疾患であるのに対し、70 歳以上の事例は全て認知症であった。

③居住区

小倉北区	小倉南区
11	7

④世帯

独居	夫婦	その他
12	3	3

⑤地域包括支援センターが相談を受けた把握ルート

家族	民生委員	ケアマネ	医療機関	近隣住民	本人	その他
8	2	0	2	2	1	3

⑥依頼時の訪問対象者の状況(複数あり)

地域包括支援センターから認知症初期集中支援チームへ依頼を行った時点での対象事例の状況は、認知症疾患の臨床診断を受けていない事例が約6割、適切な介護保険サービスに結び付いていない事例が約8割という状況であった。

項 目	件数
ア. 医療サービス・介護サービスを受けていない、または中断している	
（ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない	12
（イ）継続的な医療サービスを受けていない	8
（ウ）適切な介護保険サービスに結び付いていない	15
（エ）診断されたが介護サービスが中断している	0
イ. 医療サービス・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している	2

⑦介護認定の状況

対象事例の介護認定状況は、申請なしが約6割であった。

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中	申請なし
0	1	5	1	0	0	0	0	11

⑧認知症高齢者の日常生活自立度（介護申請をしている7名の内訳）

I	II a	II b	III a	III b	IV	M	自立
0	2	3	1	1	0	0	0

(介護保険認定審査会資料より)

⑨かかりつけ医

有り(中断)	無し
12(5)	6

⑩認知症の診断

かかりつけ医がいる12事例のうち、既に認知症の診断がされているのは4件で、8件は認知症の診断がされていなかった。

既に診断済み	診断なし
4	8

(2) 実際に訪問した18名の認知症重症度（医師の診断や認知症の評価指標により判断）

軽度	中等度	重度	不明	合計
1	11	0	6	18

(3) 終了した12名の終了時の状況内訳

①鑑別診断が実施されたか

実施	非実施	必要なし
10	2	0

②鑑別診断実施の10名に関して認知症であったか

認知症	認知症以外
9	1

③支援終了者の転帰（終了者12名）

支援が終了した12名の事例は、8名が入院、1名が在宅サービス利用、3名が認知症初期集中支援チームの支援期間である6ヶ月を経過し、地域包括支援センターへ引継ぎがされた。

入院	在宅サービス	拒否	地域包括へのつなぎ
8	1	0	3

- ・入院となり、認知症初期集中支援チームの支援が終了した8名のうち、4名が入院治療することにより状態が回復し、在宅サービス（グループホーム入所など）へとつながった。
- ・在宅サービスにつながった事例は、ケアマネジャーに引継ぎを行い、訪問介護、通所介護、地域福祉権利擁護サービスを利用している。
- ・地域包括支援センターへ引継ぎを行った3名のうち、2名は認知症ではなく妄想性障害であった（地域包括支援センターで継続支援実施）。1名は、地域包括支援センターへ引き継いだ後、いったん入院し、その後在宅サービス利用（グループホーム入所）となった。

3 効果

- (1) 認知症初期集中支援チームが医療機関に設置されたことにより、医療サービス（受診・入院）の導入がスムーズであった。
- (2) 認知症初期集中支援チームの介入により8名が入院となったが、そのうち4名はいったん入院することで生活の立て直しや確実な治療を行うことができ、本人の状態が改善し、退院後在宅サービスに結びつけることが出来た。
- (3) 認知症初期集中支援チームがかかりつけ医と連携し、専門医療機関受診の調整を行い、認知症の鑑別診断を実施することができた。

4 課題

- (1) 認知症初期集中支援チームとかかりつけ医・認知症サポート医との連携体制づくり
- (2) 認知症初期集中支援チームの2チーム目の設置方針について（検討中）

北九州市居住支援協議会について

1. 本市居住支援協議会について

(1) 目的

住宅確保要配慮者などに対する情報の提供等の支援その他民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について協議することにより、本市における福祉の向上と豊で住みやすい地域づくりに寄与するもの。

(2) 役割

- ①情報の提供等の支援その他民間賃貸住宅への円滑な入居の促進策の実施
- ②住宅確保要配慮者の入居などを条件として、空き家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を直接補助する以下の事業の状況確認と普及促進
 - ・民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業（H24～H26）
 - ・住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（H27～）

(3) 構成

不動産流通団体、居住支援団体、市（建築都市局、保健福祉局）の代表者からなる7名で構成。

2. これまでの経緯

平成19年7月の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」制定、平成24年5月の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の取組み開始など、国による住宅確保要配慮者の居住の安定確保の取組み強化を受け、本市においても平成24年11月に協議会を設立し、これまで4回協議会を開催した。

(仮称)北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度(案)

1. 制度創設の目的

- 高齢者や障害者(以下、「高齢者等」という。)が民間賃貸住宅に入居する際、入居中に支援が必要となった時や単身者が亡くなった時の対応等に不安があり、家主が入居を渋るケースが見受けられることから、市と宅地建物取引業者、各相談窓口が連携し、民間賃貸住宅へ入居を希望される高齢者等が安心して住宅を探すことができる「住まい探しの協力支援体制」を整備し、高齢者等の円滑な入居とともに地域包括ケアシステムの構築を実現する。

2. 対象者

- 家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる高齢者等(居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。)により構成される以下の世帯。
 - ・ 高齢者世帯(単身の高齢者又は高齢者がいる世帯)
 - ・ 障害者世帯(単身の障害者又は障害者がいる世帯)

3. 不動産協力店

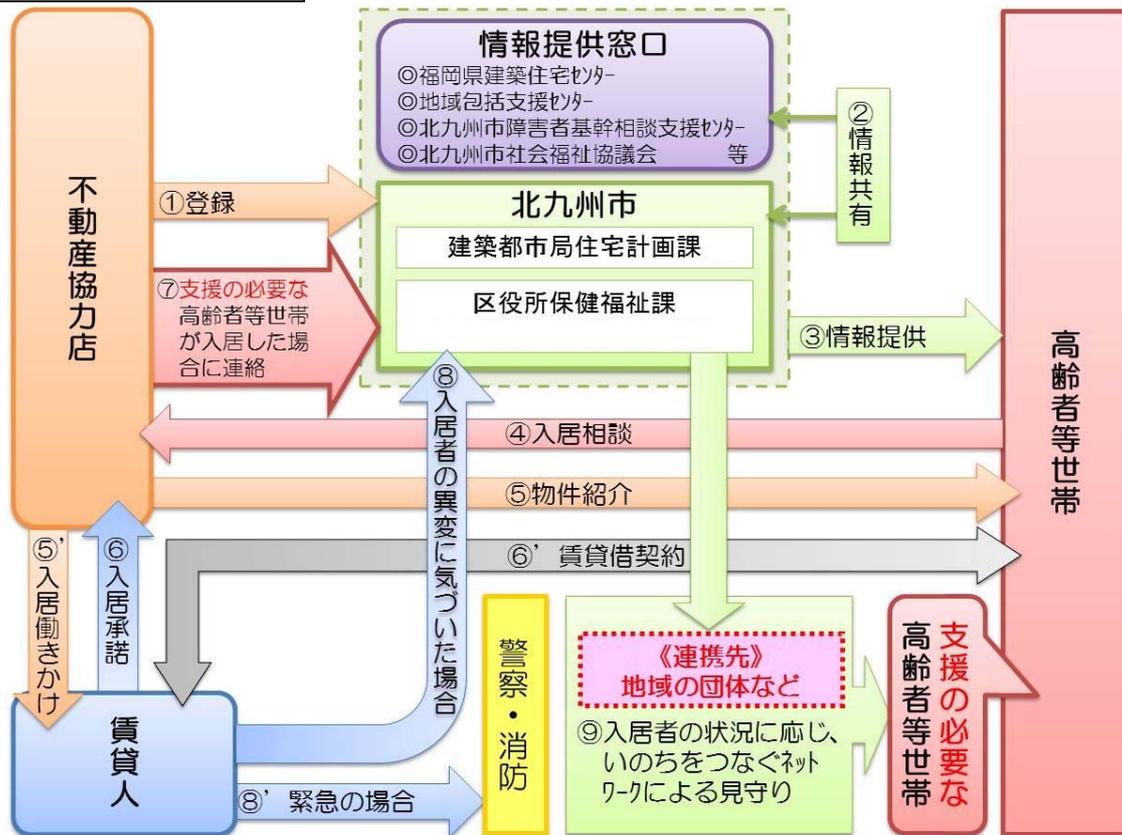
- 以下の不動産団体に加盟している宅地建物取引業者(市内業者に限り)と連携して制度を運営。
 - ・ 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会北九州支部
 - ・ 公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部

4. 運営・流れについて

- 別紙のとおり。

北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度の運営・流れについて

1. 制度の運営イメージ



※支援の必要な高齢者等世帯の定義

⇒市内等近くに身寄りがない65歳以上の高齢者のみの世帯又は障害者のみの世帯

2. 制度の流れ

- ① 不動産事業者は、不動産協力店として市（建築都市局住宅計画課）に登録
- ② 市と情報提供窓口とで情報共有
- ③ 市と情報提供窓口は、不動産協力店の情報等を高齢者等世帯へ発信
- ④ 高齢者等世帯は、不動産協力店へ入居相談
- ⑤ 不動産協力店は、高齢者等世帯へ物件を紹介
- ⑤' 不動産協力店は、賃貸人へ高齢者等世帯を入居させるよう働きかけ
⇒「支援の必要な高齢者等世帯」である場合、「いのちをつなぐネットワークによる見守り」の取組みについて「賃貸人」と「支援の必要な高齢者等世帯」へ紹介する
⇒「賃貸人」と「支援の必要な高齢者等世帯」が賃貸借契約する場合、不動産協力店から市へ情報提供することについて入居者から同意を得ておく
- ⑥ 賃貸人は、⑤' の働きかけにより高齢者等世帯の入居を承諾
- ⑥' 賃貸人と高齢者等世帯で賃貸借契約を締結
- ⑦ 不動産協力店は、支援の必要な高齢者等世帯の入居が決定した場合、市（建築都市局住宅計画課）へ連絡
- ⑧ 賃貸人は、入居者の異変に気づいた場合、市（区役所保健福祉課）へ直接問合せ
- ⑧' 賃貸人は、入居者のことで緊急対応が必要な場合、警察・消防へ直接問合せ
- ⑨ 市（区役所保健福祉課）は、入居者（支援の必要な高齢者等世帯）の状況に応じ、地域の団体などの関係者と連携しながら安否確認や福祉サービス等適切な支援につなぐ